

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について  
の留意事項

1 全般的事項

論 点	関連 ページ
計画段階環境配慮書の知事意見において、事業の実施に伴う動物、植物、生態系及び景観への重大な影響が懸念されるため、これらの環境影響を回避するよう事業計画の再検討を求めたところであるが、事業計画は見直されていない。	P. 233 P. 234
事業実施区域（以下「区域」という。）及びその周辺は、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への影響が懸念される。また、区域周辺には主要な眺望点が複数存在しており、風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）は「圧迫感はあまり受けない」とされる垂直視野角を超えると予測されていることから、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。	P. 90 P. 92 P. 217 P. 342
区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的な影響が懸念される。	P. 19

2 動物、植物

論 点	関連 ページ
区域及びその周辺はサシバ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があり、また区域周辺には重要野鳥生息地（IBA）に指定された伊川津があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。	P. 55～58 P. 64～66
区域周辺にはハギクソウの群落が確認されており、区域内にもハギクソウ等の重要な種が生育している可能性があることから、地形改変及び施設の存在に伴う植物への影響が懸念される。	P. 82 P. 153

3 景観

論 点	関連 ページ
区域及びその周辺は、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島の湾奥部の海岸景観等を主な理由として指定されており、地形改変及び施設の存在に伴い、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への影響が懸念される。	P. 149 P. 342

＜過去の審査会答申における共通的な全般的事項等の内容＞

1 全般的事項

- 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避、低減について検討すること。
- 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 その他

- 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。